

平成 27 年第 6 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 27 年 4 月 27 日（月）午後 1 時 15 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■議題

議案第 20 号

松阪市部落史編さん委員会規則の廃止について

議案第 21 号

松阪市部落史編集委員会規程の廃止について

議案第 22 号

外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針の一部改正について

■報告事項

- 1 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業アドバイザー設置要綱の制定について
- 2 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本計画等策定委員会設置要綱の制定について
- 3 2 月議会について
- 4 平成 26 年度松阪市子ども支援研究センター相談事業実績報告について
- 5 平成 26 年度松阪市子ども支援研究センター研修講座実施報告について
- 6 平成 27 年度松阪市子ども支援研究センター相談案内について
- 7 平成 26 年度育ちサポート室相談事業等の報告について
- 8 松阪市教育支援委員会委員の委嘱について
- 9 公民館長の委嘱について
- 10 平成 27 年度松阪公民館公金収納事務の委託について
- 11 松阪市文化財保護指導委員の委嘱について
- 12 長谷川家資料調査委員会委員の委嘱について
- 13 平成 27 年度松阪商人の館公金収納事務の委託について
- 14 松阪市文化センター運営委員会委員の委嘱について
- 15 平成 27 年度阪内川スポーツ公園公金収納事務の委託について
- 16 松阪市スポーツ推進委員の委嘱について
- 17 第 2 回松阪市飯高管内統合準備委員会結果報告について
- 18 飯高 B&G 海洋センタープールの夜間使用時間の変更について

- 19 教育の情報化指針について
- 20 土曜授業実施計画について
- 21 児童生徒の問題行動等の報告について

その他

委員長 ただ今から、平成 27 年第 6 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長 ・土曜授業について
・期首面談について
・学校における現金の取扱について
・教育総合会議について

委員長 ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 それでは、議案第 20 号「松阪市部落史編さん委員会規則の廃止について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

事務局 議案第 20 号と第 21 号は関連しますので、続けて説明させていただきます。

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 20 号を可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 20 号は可決いたしました。
次に、議案第 21 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 21 号は可決いたしました。
次に、議案第 22 号「外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 22 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 22 号は可決いたしました。
議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 21 を事務局より説明願います。

(事務局より報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員

アドバイザー＝トータルコーディネーターということをおっしゃいましたが、単純に同じになるのかどうか教えてください。報告事項2の方で、策定委員会が設置されますが、委員は学識経験者の中に入っており、これはアドバイザーの方が学識経験者と捉えて良いかと思いますが、この時に、委員長は教育委員会以外の方が委員長になりますが、学識経験者以外の方がなる場合もあるかと思いますが。アドバイザーという役割はその委員会に対するアドバイザーであり、委員長という役割、いわゆるコーディネーターにはなれないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

今回アドバイザーを設置させていただき、名古屋大学の先生ということで、事業全体の指導、助言をいただくという中で、基本計画策定の方は今まで地域の方で改築推進委員会もあったわけですが、新しく教育委員会主体という形で作らせていただき、その中に学識経験者の方と各コミュニティ・スクールの理事長、そして事務局の者が入り新しく委員会を作ります。今想定しているのは委員長にはアドバイザー、大学の先生を想定しております。

改築全体に関わってアドバイスをいただきますので、その委員会の中でも委員長をお願いし、基本構想等を作成し、プロポーザルでの業者選択という部分が出てきますので、選定委員会の中にも入っていただきたいと考えております。

委員

もう1点お願いします。情報化指針についてですが、資料の中の中学校においては受益者負担の観点というこの文言なのですが、教育の中に、受益者負担の観点ということに妥当性があるのかということです。タブレットを個人が購入してほしいという意図もあるのかと思いますが、個人による購入の可否、受益者負担だから個人の負担によって購入してくださいという意図もあるのかと思いますが、学校教育の中に受益者という文言に妥当性があるのでしょうか。

事務局

この教育の情報化を進めていく中で、2020年までに1人1台のタブレットをという文部科学省の方針がございます。ICT教育については、全国でいろんな取組がなされておりますが、やはり予算的なことも含め、軌道にのっているところもあれば、上手くいかないという中で、受益者負担というのは委員からご指摘いただきましたように、個人で購入をして

くのはどうかということで委員の中から意見が出て、私立の学校に多いのですが、そういった取組をやっているところもございます。松阪市においても今年度から教育の情報化推進計画を策定していく予定であります。そういう中でも公立の学校においてもそういったことが可能なのかという部分についても検討してまいりたいと思います。

委員

受益者負担の観点という文言は学校教育の中にあるわけですね。

教育長

保護者負担を求める場合の考え方としまして、当然教材費であるとか、修学旅行、社会見学等、日々子ども達を使う消耗品などは保護者に負担を求めるという意味で、受益者負担という言葉を使っております。ただ、この場合の受益者負担は、説明のとおりですが、市によっては小さいところは一気に1人1台のタブレット環境を整えているところもございます。高校等でもありますが、松阪市程度の規模になってきますと、1人1台の環境を整えていくのは市の財政だけでは厳しい部分もございます。そこをどのような考え方で上げていくのかというところを事務局の中でも話をしているところです。この受益者負担という考え方は、例えば教材費はそれぞれの保護者から受益者負担でいただくわけですが、それは月々の集金として年間の教材費を見込んで集めているわけですが、問題集、ドリル等がそれにあたりますが、タブレット端末を使った際に、例えば理科の資料集であるとか算数のドリルであるとか等、紙ベースでなく、タブレットの中に入れて持参されることができないか等、こういったことが可能であれば、子ども達がそれぞれの家庭から負担いただくドリル等のお金の代わりに、デジタル化したものが入るということで、積み立てていたものの一部がタブレットの中に入り、卒業する際には自分の物となるというように、一つの例と示させていただいておりますが、このことについてはどの自治体も非常に頭を悩ませているところでありまして、もしそれをやっていくにしても、それぞれのPTAの合意が当然必要になってくるかと思っておりますので、そういったことが必要最低限の条件になってくようかと考えております。一つの考え方を示したということでご理解いただければと思います。

委員長

IT関係の機器についてはバージョンアップといいますか、どんどん変わっていきませんが、最初に導入した地域から、最後に導入したところまでにシステムが変わってしまっていたりするなど、そういったところへの対処が必要かと思っておりますが、環境の変化について何かお考えはありま

すか。

事務局

このことは非常に大事なことでございますし、しっかりと考えていかなければならないと思っております。タブレットに関しましては三雲中が一番初めに始まりまして、今殿町中学校、飯高東中学校に導入を進めているところです。iPadをいれていくわけですが、これを基に先を見通してどういうことが必要かということ、委員の方々とも話し合いながら、進めていかななくてはならないと考えております。

教育長

ひとつはこういった機器の更新ということはどんどん日進月歩進んでいきますので、市の場合は5年間のリース契約となっており、リース替えの時には新しいタブレット機器が導入されることとなります。その時の新しいものの導入が可能になりますので、リース契約の更新時にそういったことができるようになっております。

委員長

他にございませんでしょうか。

事務局

学校における現金の取り扱いについて説明をさせていただきます。発生した不祥事の概要は、状況として松尾小学校の校長室の耐火金庫に入っておりました、保護者から預かった集金等の現金219,500円がなくなっていたことがわかり、聞き取りをおこなったところ、校長が窃取していたという内容になります。対応の経過といたしまして、4月17日17時30分頃、学校の金庫から現金がなくなっているという情報を私が受けました。教育長の支持を仰ぎ、私と担当監が学校へ出向き事実確認を行いました。その後、警察にも通報したところでございます。そして、4月18日土曜日の13時30分頃から、詳細を聞きたいということで、校長を教育委員会に呼び、詳細を聞いている中で、校長本人が現金を抜き取ったことを認めるということになりました。4月18日に校長は219,500円全額を返済したいという旨を話しておりましたので、私の方が4月19日9時頃に219,500円を受け取り、松尾小学校の教頭に届けたということでございます。さらに、19日17時頃に緊急の職員会議を開いていただき、私も出向きながら、詳細を報告するとともに、今後の体制を協議させていただきました。そして20日には18時30分から保護者説明会を開催し、局長と私が出向き、事案の説明を行いました。17時からPTAの役員の方々に先に説明をさせていただき、この説明会に望んでおります。4月20日の20時20分から記者会見を開き、このことを報道発表しました。そし

て、4月21日には全校集会を朝から松尾小学校にて開き、教頭から児童に概要を伝え、担任からもがんばっていこうということでそれぞれのクラスで話をしたと聞いております。そして、16時30分から臨時校園長会を開催し、一連のことを注意喚起、指導させていただきました。内容としまして、至急耐火保管庫の中身を総点検してほしい。そして、学校で扱っている会計の種類、担当者、処理方法、監査方法を明確にすること。そして現金の取り扱いはやむをえない場合を除いて行わないこと等を指導いたしました。やむをえない場合を除き行わないことというのは、何度か校園長会において指導していたことですが、これを機に徹底するように指導させていただいたところでもあります。どうしてもやむを得ない場合については、管理職等複数で金額を確認し、現金出納簿に記入する。そして鍵については管理職が持っておりますが、鍵のかかる引き出し等で管理すること。そして長期間多額の金額が保管されることのないように、こまめに入金を行うこと。そして部活動やPTA等の預かり金についても適切に通帳管理を行うよう指導をいたしました。そして、これは教育委員会が進めていこうと思っていることですが、仮称ではございますが、会計処理システム構築委員会において、校長会の代表、事務職員の代表、そして私どもが入り、マニュアル等をしっかりと作成していきたいと考えております。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項は承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から21は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成27年5月28日(木)午後2時00分から教育委員会室でお願いします。

委員長 ほかによろしいでしょうか。それでは、これで第6回松阪市教育委員会定例会を終わります。